

# 松崎町特定居住促進計画（案）

令和8年3月 日策定

自治体名	静岡県松崎町	計画期間	令和7年度～令和11年度
1. 特定居住促進区域 ①松崎地区（都市計画区域外）			
		 <div data-bbox="1579 255 1982 542">  <p>交流拠点「浜丁」</p> </div> <div data-bbox="1590 606 2004 885">  <p>ワークスペース「ふれあいとーふや。」</p> </div> <div data-bbox="840 981 1220 1252">  <p>宿泊拠点「旧山田邸」</p> </div> <div data-bbox="1243 981 1646 1252">  <p>牛原山マウンテンバイクコース</p> </div> <div data-bbox="1657 981 2060 1236">  <p>なまこ壁の建造物（町内に点在）</p> </div>	

## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

松崎町は、伊豆半島の南西部に位置し、駿河湾と天城山系の山々からの恵みを楽しみ、先人や先達からの歴史や文化を脈々と受け継いできました。歴史や伝統、文化、風景、人の温もりといった地域資源を最大限活かし、多様なライフスタイルを受け入れる「二地域居住地（選ばれる暮らしの場）」形成を目指します。

#### ◆地域資源を活かした魅力創出

- ・海や山の自然、伝統的な建築様式「なまこ壁」などが残る街並みや風景を活かしたノスタルジックな時間の提供

#### ◆世代を超えた多様なライフスタイルの実現

- ・テレワーク、ワーケーション等に対応できるお試し居住施設の整備

#### ◆ふるさとまつぎきパートナーから二地域居住につなげる仕組みづくり

- ・ふるさとまつぎきパートナー制度による地域住民との交流や地域コミュニティへの参加支援
- ・空き家・空き地バンクの活用や就業サポートの拡充

#### ◆町全体で支える受入体制の確立

- ・地域住民と二地域居住者の「共に暮らす」意識の醸成
- ・民間企業、各種団体等と連携した支援体制の構築

#### ■将来像

だれもが誇り高く、穏やかに、豊かに生きるため、町に居住する人を中心に、近隣の市町から通勤・通学している人、かつてこの町で暮らしたという関わりを持つ人、ワーケーションのため長期滞在する人、イベントに参加するため短期滞在する人、この町に魅せられて頻繁に足を運ぶ人など、多様な人たちがまちづくりに参画し、力を合わせて、新しいかたちのまちづくり、しなやか（レジリエント）で、持続可能（サステナブル）な地域づくりのスタイルの確立を目指します。

### (2) 目標

- ・ふるさとまつぎきパートナー：100人（期間中合計）
- ・地域の交流イベント：年間参加者50人以上

※「ふるさとまつぎきパートナー制度」とは、

移住はまだ考えていないけれど地域と関わりたい人・出身地を応援したい人・旅行や交流をきっかけに関係を続けたい人が「心のふるさとの住民」になるための仕組み。人々との継続的な関係構築を促進し、関係人口を可視化・制度化することで、地域の活性化や経済支援につなげることを目的。

ふるさとまつぎきパートナー制度の確立により、二地域居住の受け入れ基盤の構築を図る。

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	宿泊施設	旧山田邸（宿泊拠点）	松崎町宮内99-1	都市計画区域外	整備検討	松崎町	令和9年度～
2	交流施設	浜丁（コミュニティスペース）	松崎町松崎307-6	都市計画区域外	整備済	松崎町	
3	事務所	ふれあいとーふや。（コワーキングスペース）	松崎町松崎190	都市計画区域外	整備済	松崎町	

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

適用なし

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

適用なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
4	アクティビティ体験	牛原山マウンテンバイクコース	松崎町伏倉	都市計画区域外	整備済	静岡県	

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・ 用途（施設の種類）

適用なし

・ エリア

適用なし

・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

適用なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 地元住民と二地域居住者が共生する社会の実現に向けたビジョンの作成と体制の整備
- ふるさとまつぎきパートナー制度による町内施設の使用促進
- リモートワーカーや合宿などの誘致に向けた情報発信
- 二地域居住希望者・ふるさとまつぎきパートナーと地域が交流できるイベントやツアーの開催
- 二地域居住促進事業のため、「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する特定居住支援法人を指定する。
- 二地域居住希望者へのアンケート調査、インタビュー、モニタリングの実施

## 6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

適用なし

※都道府県が社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

## 7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取：令和8年3月 日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項

地域住民理解促進、意見反映のためのセミナー・ワークショップを開催 セミナー：令和7年12月23日 ワークショップ：令和8年2月5日

パブリックコメントの実施：令和8年3月16日から23日

(3)都市計画との調和に関する事項

適用なし